

入札監理小委員会  
第183回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第183回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成23年9月27日（火）17:06～17:42  
場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 事業の評価（案）等の審議

○国際交流基金日本語国際センターの施設管理・運営業務 ((独)国際交流基金)

### 2. 実施要項（案）の審議

○国土地理院施設管理業務（国土交通省）

### 3. その他

#### <出席者>

(委員)

樋谷主査、稻生専門委員、石村専門委員、小松専門委員

((独)国際交流基金)

経理部 正野会計課長、日本語国際センター 榊原副所長、日本語国際センター教師研修チーム 竹田副参事

(国土交通省)

国土地理院 総務部契約課 中島建設専門官、假谷管財係長

(事務局)

栗田参事官、後藤参事官

○樺谷主査 それでは、ただいまから、第183回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、「国際交流基金日本語国際センターの施設管理・運営業務」の実施状況及び事業の評価（案）、「国土地理院施設管理業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

はじめに、「国際交流基金日本語国際センターの施設管理・運営業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

本事業につきましては、平成23年4月から平成24年3月までの1年の契約期間として、民間競争入札により事業を実施しているところでありますけれども、まずは事業の実施状況について、独立行政法人国際交流基金日本語国際センター榊原副所長より、5分程度で御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○榊原副所長 よろしくお願ひいたします。

それでは、事業の概要について御説明させていただきます。

事業の概要是、私ども独立行政法人国際交流基金日本語国際センターの施設管理・運営業務でございます。具体的には8業務ございまして、統括業務、受付業務、施設管理業務、保安警備業務、車両運行業務、清掃業務、年間定期保守点検業務、植栽管理業務の8業務でございます。先ほどお話のありましたように、契約期間は、平成23年4月1日から1年間でございます。受託事業者は、物産ファシリティサービス株式会社さんでございます。

続きまして、「運営・管理業務の実施状況及び評価」について報告させていただきます。

「業務継続の確保」につきまして、実施業務は管理・運営業務の不備に起因する事故（空調停止、停電、断水）、施設における事業及び執務の中止の発生件数は、7月末まで、現在までもそうですけれども、0件でございます。したがって、評価は、適切に実施されたものと評価できると。また、安全の確保の実施状況は、管理・運営業務の不備に起因する施設内での人身事故または物損事故の発生は、両方とも0件でございまして、適切に実施されたものと評価しております。それから、「快適性の確保」につきましては、アンケートを実施しております。当センターで実施しております海外の日本語教師研修の修了時に、センターが参加者に実施しておりますアンケートのうち管理・運営業務に関するすべての項目について、70%以上の回答者から「満足」または「やや満足」の評価を得られるものとしております。この項目については、受付業務、設備管理業務、保安警備業務、それから、清掃業務の公共部門と宿泊部門、及び植栽管理業務、車両運行業務という形で、それぞれのアンケートをとっておりまして、4段階でとっております。「満足」及び「やや満足」が、「満足」という形にしておりまして、現在、大体対象者90名に対して回答は89名でございますけれども、設備管理業務の中の施設管理については97%でございますけれども、そのほかについては、すべて100%「満足」という結果を得ております。したがって、すべての質問について、達成目標の70%以上を上回っており、非常に高い満足度を参加者から得ていると考えております。

確保すべき水準の達成状況及び評価でございますけれども、冒頭に申し上げました8業務につきまして、毎日、業務報告書等をとり、適切に業務が実施されておりまして、確保

すべき水準に達しているものと評価できると考えております。

Ⅲ番目につきまして「実施経費の状況及び評価」でございますけれども、平成23年度とその前の3年間平成20/21/22年度の実施経費の比較でございますが、平成23年度につきましては、1年間で68,043,000円。それに対して、その前の平成20/21/22年の3年間では、285,852,000円でございます。したがって、23年度と20/21/22年度の実施経費の3年間との比較をしますと、20/21/22年の3年間の3分の1で平均しますと、95,284,000円でございます。したがって、23年度の経費と比較いたしますと、27,241,000円削減されており、これは削減率28.6%に当たっておりますし、この金額は削減効果が上がっているということです。

それから、民間業者からの改善提案につきましては、清掃作業において、除菌効果の高い洗剤用品を使用することによりまして、施設内での感染リスクの低減が図られているということでございます。

したがって、最後に全体的な評価につきましては、それぞれの業務について適正な履行がなされておりまして、施設利用者である外国人日本語教師研修参加者から、業務に対し高い満足度を得ており、業務の実施に当たり、達成すべき質及び確保すべき水準は確保されていると判断できます。

また、実施経費につきましては、今回の市場化テスト導入の結果、約3割の削減効果が生じたということでございます。

以上でございます。

○樺谷主査 ありがとうございます。

引き続き、内閣府から御説明をお願いしたいと思います。

○公共サービス改革推進室 それでは、本事業の評価（案）について、資料Aに基づいて御説明いたします。

まず事業の概要については、説明を省略させていただきまして、4ページの「受託事業者決定の経緯」から御説明いたします。

受託事業者決定の経緯でございますけれども、本事業の入札参加者は3者ございまして、提出された企画書について2者が評価基準を満たしておりますので、この2者について総合評価を行い、落札者を決定しております。

平成24年度以降の事業の実施につきましては、平成23年7月閣議決定のございました公共サービス改革基本方針別表におきまして、24年4月から3年間を契約期間として民間競争入札を実施することとされているところでございます。

続きまして、「評価」でございます。

本事業の包括的な質に関する評価について、まず、業務継続の確保につきましては、本業務の不備に起因する空調停止、停電、断水の発生、また、施設における事業及び執務の中止ではなく、確保されるべき質は達成されていると評価しております。

次に、安全の確保でございますが、本業務の不備に起因した人身事故または物損事故の

発生はなく、確保されるべき質は達成されていると評価しております。

3点目に、快適性の確保でございます。日本語教師研修の参加者に対して実施したアンケートの調査結果につきまして、「満足」または「やや満足」と回答した研修参加者の割合は、設備管理業務に関するものが97.6%、ほかの7つの設問区分については100%でございました。アンケートの調査結果については、すべての設問について70%以上の回答者から「満足」または「やや満足」の評価を得ることとした達成指標を大きく上回っており、確保されるべき質は十分に達成されていると評価しております。

次に、各業務において確保すべき水準の達成状況でございます。各業務について確保すべき水準に基づいて適切に業務が実施されており、確保されるべき質は達成されていると評価しております。

次に、民間事業者からの提案による改善の実施状況でございます。入札時の企画書における改善提案に基づきまして、清掃作業において、除菌効果の高い洗剤用品が使用されており、施設内での感染リスクの低減が図られているところでございます。

次に実施経費についての評価でございます。本業務の契約額は68,043,000円であり、従来の実施に要した経費95,284,000円に比べて、27,241,000円、率にしまして28.6%の経費が削減されております。

最後に、評価のまとめでございます。包括的に達成すべき質として設定された業務継続の確保、安全の確保及び快適性の確保の各項目について、いずれも達成指標を満たしていること。また、実施経費について、従来経費に比べ27,241,000円の経費が削減されていることは評価できると考えております。また、清掃作業において除菌効果の高い洗剤用品により感染リスクの低減が図られ、民間事業者の創意工夫が發揮されていると考えております。

今後の方針でございますが、今回、民間競争入札の実施により、サービスの質の確保、実施経費の削減がなされていることから、次期事業について、3年間の事業として、民間競争入札を実施することで、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が期待されるものと考えております。

なお、次回の民間競争入札では、質の維持向上の観点から、快適性の確保に関連して実施するアンケートの達成指標の見直しなど、サービスの質の設定を一層適切に行うこと。また、参入実績のない民間事業者でも、実施状況を踏まえた工夫（企画書の提案）が可能となるよう、本実施状況の内容を十分に情報開示するなど、競争性の確保に配慮することが必要であると思われます。

御説明は、以上でございます。

○樋谷主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）につきまして、御意見・御質問がございますか。

○石村専門委員 2点だけちょっとお聞きしたい。

5ページ目の上から3行目、設備管理業務で、97.6%がございますけれども、これだけ100%になってないので、何を「不満足」と回答されたのかということと。

あと、次のページの6ページ、下から5行目で、「アンケートの達成指標を見直すなど、確保されるべきサービスの質の設定を一層適切に行い」と書いてあるのですけれども。

○樋谷主査 それは事務局の方ですね。

○石村専門委員 失礼しました。

○樋谷主査 では、アンケートの方を。

○竹田副参事 アンケートの設備管理業務につきまして、ほかの項目に比べて「やや不満足」が多かったという点でございますが、私の記憶する限りでは、たしか研修参加者のアンケートには、宿泊室のエアコンの機械がちょっと具合の悪いところがありまして、そのことを勘案しまして、「やや不満足」あるいは「不満足」ということを書いた研修参加者が数名いたと記憶しております。

○小松専門委員 お一人ずつですか。

○竹田副参事 「やや不満足」が1名で、「不満足」と書いた人が1名で、合計2名でございます。

○樋谷主査 これは事業者の責任によるものなのか、もともと古いではないかというところの責任のものなのか、それはどういうふうに。非常にレベルが高いので、細かいことを言う必要はないのですが、それはどういうふうに理解したらよろしいのですかね。

○竹田副参事 この日本語国際センターができたのが平成元年で、ちょうど今23年目に当たりまして、実は23年たっておりますので、いろいろなところで耐用年数を超えた機械等が多数ございまして、日々、我々の方でも、建物を管理している業者とも連絡を密にして、耐用年数が過ぎて経年劣化しているもの等がございますので、できるだけ快適に参加者が過ごせるように配慮をしているのですが、まだ工事が終了していない箇所とか、今後工事する予定のところとかがございまして、すべての施設が23年経過していく、必ずしも満足すべきところではない箇所があるのが現状でございます。

○樋谷主査 では、必ずしも事業者の責によるものとは言い切れないという部分もあるということですかね。

○竹田副参事 はい、そうでございます。

○樋谷主査 わかりました。ありがとうございました。

もう一つは、内閣府の方ですね。

○石村専門委員 すみません。ちょっと勘違いいいたしまして。

達成指標を見直すということは、これは100%がずらっと並んでいるということは、ちょっと甘い評価だったというふうに考えたということなのでしょうか。

○公共サービス改革推進室 そちらにつきましては、達成指標としてあらかじめ設定しておりました70%に対して100%に近い数字が出たということを踏まえまして、また、次の事業実施においては、達成指標をもう少し高めに設定することも可能ではないかということ

とを内閣府として考えておるということでございます。

○樋谷主査 当初の目標を70ではなくて、80とか90とかというように目標を上げたらどうかという意味ですかね。

○公共サービス改革推進室 はい。

○石村専門委員 ありがとうございました。

○樋谷主査 そのほかに、何かございますか。

ちょっと念のためにですが、独法の方の4ページの「年間定期保守点検業務」があって、「センター施設機能の低下を防止するとともに機械、装置の耐用年数を伸ばすこと」と書いてあるのですね。普通「伸ばす」というのは大変なことですが、これは聞くところによると、一般的に使われているということですね。これは、できれば次のときに、多分「伸ばすこと」と言っても、伸びたかどうかは評価できないと思うのですね。

だから、この辺の表現は、確保すべき質の水準を、年間定期保守点検業務の質を定義するときに、この表現を「伸ばす」ではなくて、もう少し違う表現の方がいいのかなという気がしますので、これだと、何年伸びたかということが評価の対象になってしまうような表現なので、その辺を、次のときで結構ですが、事務局と相談してもらって、表現ぶりを評価可能な表現ぶりにしていただきたいなと思います。

○稻生専門委員 同じような形で、ちょっと表現ぶりに対するコメントです。「確保すべき水準」ということで、私がちょっと気になっているのが、8つの柱の中の5番目の「車両運行業務」ですが、出していただいているところの4ページに車両運行業務があって、これを拝見すると、研修参加者の来日等々にかかる車両運行業務を行うと。次の文章で、何をするのかなと思うと、安全運転を第一として、円滑に車両運行業務を行うとあって。そうすると、評価されるべきものが安全運転だと思うのですね。

一方、これに対してアンケートをとっているのが、前のページの3ページの上の（6）「車両運行業務」ですか。この文章を拝見すると、回答者に聞いているのが「快適でしたか」という形なんですね。ですので、安全かどうかということに対しての質問項目として、我々もチェックしたかもしれないのですが、これはちょっと適切じゃない感じもします。安全だけでなく、本当は、時間がちゃんと守られているかとかですね。快適ということであれば、何かぎゅうぎゅう詰めじゃなくて、多少余裕を持ったようなことを業務の質の中に盛り込むべきだと思いますので、これは次回、是非、例えば安全運転と定時の運行とか、それプラス快適性とかですね。このうち多分質問すべきなのは、安全かどうかというのは質問してもなかなか難しいと思いますので、快適性とか、時間の定時性とか、こちらを回答者に聞くとか、今度は恐らく3年ぐらいになると思いますので、質問項目は工夫された方がよろしいのではないかなと思います。

細かいのですが、以上です。

○樋谷主査 内閣府の方も、この次のときに留意していただきたい。よろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。

内閣府からは、特に何か確認すべき事項はありますか。

○公共サービス改革推進室 特にございません。

○樋谷主査 それでは、内閣府におかれましては、本日の審議を踏まえまして、本評価(案)について、国際交流基金とさらに協議を行っていただきまして、その結果を当委員会まで御報告いただくようにお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本件に関する監理委員会への報告等につきましては、私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「よろしくお願ひします」と声あり)

○樋谷主査 ありがとうございます。

それでは、本件に関しましては、今後、私の方で調整を進めさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

(国際交流基金退室、国土地理院入室)

○樋谷主査 それでは、続きまして、「国土地理院施設管理業務」の実施要項(案)の審議を行いたいと思います。

本日は、国土交通省国土地理院総務部契約課假屋管財係長に御出席いただいておりますので、実施要項(案)の内容等について、15分ぐらいで御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○假屋管財係長 よろしくお願ひします。

それでは、実施要項(案)について説明したいと思います。

まず、1番目の「対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項」ですが、1の対象施設として、国土地理院。主要施設として記載しておりますとおり6棟の主要な建物があります。これ以外に、全体図(別紙1)のとおり、そのほか研究施設として大体30棟ぐらいあります。

利用者は、職員の500名、外来者が1日につき大体100名前後となっています。

テナントの施設として、売店が2件(共用棟と地図と測量の科学館)あります。食堂が1件(共用棟)あります。このテナントの運営に関しては、本業務の対象外としています。

また、地図と測量の科学館の運営について、企画展示等ですが、これも本業務の対象外としています。

今回の対象業務は、建物・設備管理業務、警備業務、清掃業務の3点としています。建物・設備管理業務は、建物等の保守点検、空調設備等の運転監視・点検業務、受変電設備運転監視・点検業務、消防用設備点検保守業務、庁舎内ねずみ・害虫防除業務、執務環境測定、エネルギー管理業務、設備の修繕計画作成業務という8点を予定しています。警備業務については、地理院構内の警備を行うことにしています。清掃業務については、地理院構内の衛生環境を維持するため、各種清掃を行うことにしています。

それぞれの業務の詳細な内容については、別紙3-1から別紙5までをごらんください。

続きまして、1. 2. 1の「管理・運営業務の質」についてですが、基本方針として、国土地理院における円滑な業務の実施を可能とすることとして、確実性の確保と安全性の確保、環境への配慮を決めています。

続きまして、2の実施期間については、本業務の実施期間を、平成24年4月1日から平成27年3月31日までとしています。

3番目の本業務についての「入札参加資格に関する事項」ですが、これは3に記入してあるとおりとなります。

4の「入札に参加する者の募集に関する事項」については、入札の実施手続及びスケジュールの予定ですが、官報公示を23年12月上旬から中旬ごろ、入札説明会を12月中旬から下旬ごろ、以下、申請書類の提出期限を24年1月下旬から24年2月上旬ごろで、開札・落札者の決定を24年2月上旬から中旬ごろを予定しています。

入札実施手続については、提出書類として、入札書と申請書等を提出していただくことになっています。また、企画書も提出していただきます。企画書については、この実施要項5で示す審査を受けるために、必要事項として、実施要項の138ページ以降の各種提出様式の内容をもって提出していただきます。

次に、5番目の「対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」ですが、(1)で、「入札参加資格確認にあたっての質の評価事項の設定(別紙7)」となっていますが、これは(別紙6)の間違いです。すみません。後で訂正を行います。

審査においては、書いてありますように、(1)の1)から4)までの事項をすべて満たしていることを確認して、1つでも満たしていない場合は失格といたします。

落札者の決定方法につきましては、入札参加資格をすべて満たしている者で、入札価格の最も低い者を落札事業者として決定いたします。

6の「対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報開示に関する事項」ですが、従来の実施状況に関する情報は、別紙7、この要項の146ページ以降に記入しています。

7の「落札事業者に使用させることができる国有財産に関する事項」ですが、使用できる施設は、国土地理院が所管する今回の対象施設となります。

8の落札事業者が対象公共サービスを実施するにあたり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項等ですが、報告書として、まず最初に、業務計画書を各年度の事業開始日までに担当者に提出することとしています。

また、同時に、業務従事者の名簿の作成と提出もしていただきます。

また、業務報告書を、こちらの要項に記載してある期日までに、各種作成し、提出していただきます。

国土地理院の検査・監督体制ですが、記載してあるとおり、施設管理責任者として総務部長、検査員として総務部契約課課長補佐、監督職員として4名を予定しています。

その他、9、10、11に関しては、記載してあるとおりです。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○樋谷主査 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問はございますか。

ちょっと確認ですが、8ページのただいま御説明いただきました4. の募集に関する事項のスケジュールですが、(予定)と書いてありますが、これはいつの段階で最終的に決まるのですか。

○中島建設専門官 こちらの入札監理委員会の審議次第で決定していきたいというところで、今のところはまだこういう形で整理しております。

○樋谷主査 ということは、最終的な実施要項の中では、具体的な日にちが入ると考えてよろしいのですか。

○中島建設専門官 そうですね。こここのところについては、かちっとした数字が入るということですね。

○樋谷主査 はい、わかりました。

それから、どうでもいい話ですが、10ページと144ページに関連いたしまして、資格経験のところで、建物・設備等の管理業務が付加的要件として6項目、警備業務も2つ、清掃業務も4つあるのですが、これはどうなんですかね。「付加的」という表現が、これは基本的になければいけない業務ですから、付加的業務ではないということですね。「要件」だということでいいということですか。

○中島建設専門官 はい、そうですね。

○樋谷主査 それから、①～⑥までの要件は、基本的な要件だということだと思うのですが、ちょっとハードルが高いということではないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○中島建設専門官 今までの仕様書も、この資格要件として定めて、今まで実施しております。特にハードルが高いという認識はございません。

○樋谷主査 今まででは、少なくとも入札参加者は複数者あったということですね。

○中島建設専門官 はい。

○樋谷主査 特に建物はかなり古いと聞いておるので、それについて特別な配慮はこの中では特別にないということですか。施設などについての取得年月日で書いてあるわけですね。

○中島建設専門官 はい。

○樋谷主査 特に古いので、事前に説明会のときには、施設の見学等ができるようにはなっているわけですね。御説明いただけるようになっていて、これはどれぐらい古いもので、どのようなものがあるということは、施設を見て回ることが事前にできるというふうに理解してよろしいですか。

○中島建設専門官 はい、そうですね。

○樺谷主査 ほかにございますか。

よろしいですか。

事務局から何かありますか。

○事務局 御指摘いただいたところの「付加的要件」が、10ページと137ページ以降のところでかかわってきますので、こここの単語を修正させていただくというところと、ここを踏まえまして、パブコメを10月上旬という形で準備させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○樺谷主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、国土地理院におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようにお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項とか確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付していただきます。

それでは、本日の入札監理小委員会は、これで終了します。

なお、次回の開催につきましては、事務局から追って連絡したいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。